J50
　移動衛星業務によるこの周波数帯の使用は、無線通信規則第9.11A号に従って調整することを条件とする。
J51
　この周波数帯は、陸上移動業務に密接な関係を有する陸上移動業務以外の移動業務及び固定業務の局にも使用することができる。
J52
　この周波数帯は、放送業務の局に限り、法第６条第２項に規定する基幹放送以外の無線通信の送信として、電気通信業務用による移動業務に使用することができる。
J53
　この周波数帯は、無線通信規則第9.21号に従って関係主管庁の同意を得ることを条件として、一次業務で宇宙運用業務（地球から宇宙）にも分配する。個々の発射における周波数の帯域幅は、±25kHzを超えてはならない。
J54
　移動衛星業務によるこの周波数帯の使用は、無線通信規則第9.11A号に従って調整することを条件とする。移動衛星業務は、148―149.9MHzの周波数帯の固定業務、移動業務及び宇宙運用業務の発達と使用を妨げてはならない。
J55
　この周波数帯を使用する移動衛星業務の局は、無線通信規則第5.221号に掲げる国で運用される固定業務又は移動業務の局に有害な混信を生じさせてはならず、これらの局からの保護を要求してはならない。
J56
　移動衛星業務によるこの周波数帯の使用は、無線通信規則第9.11A号に従って調整することを条件とする。移動衛星業務は、149.9―150.05MHz及び399.9―400.05MHzの周波数帯の無線航行衛星業務の発達と使用を妨げてはならない。
J57
　無線航行衛星業務によるこの周波数帯の電波の発射は、宇宙研究業務の受信地球局も使用することができる。
J58
　移動衛星業務（地球から宇宙）による149.9―150.05MHz及び399.9―400.05MHzの周波数帯の使用は、2015年１月１日までは陸上移動衛星業務（地球から宇宙）に限る。
J59
　149.9―150.05MHz及び399.9―400.05MHzの周波数帯の無線航行衛星業務に対する分配は、2015年１月１日まで効力を有する。
J60
　156.525MHzの周波数は、デジタル選択呼出しによる国際遭難周波数及び国際呼出周波数とする。
J61
　156.8MHzの周波数は、無線電話による国際遭難周波数及び国際呼出周波数とする。
J62
　この周波数帯は、海上移動業務に密接な関係のある海上移動業務以外の移動業務及び固定業務の局にも使用することができる。
J63
　移動衛星業務（地球から宇宙）による156.7625―156.7875MHz及び156.8125―156.8375MHzの周波数帯の使用は、長距離情報（メッセージ27、ＩＴＵ－Ｒ勧告M.1371を参照）の船舶自動識別装置（ＡＩＳ）による信号を受信する場合に限る。船舶自動識別装置（ＡＩＳ）の発射を除き、通信用の海上移動業務で運用を行うシステムによるこれらの周波数帯での電波の発射は、１Ｗを超えてはならない。
J64
　161.9625―161.9875MHz及び162.0125―162.0375MHzの周波数帯における航空移動（ＯＲ）業務による船舶自動識別装置（ＡＩＳ）の使用は、捜索救助活動その他安全に関連する通信を目的とする航空機局に限る。
J65
　移動衛星業務（地球から宇宙）による161.9625―161.9875MHz及び162.0125―162.0375MHzの周波数帯の使用は、海上移動業務で運用を行う局からの船舶自動識別装置（ＡＩＳ）の信号を受信する場合に限る。
J66
　この周波数帯は、陸上移動業務に密接な関係を有する陸上移動業務以外の移動業務の局にも使用することができる。
J67
　この周波数帯は、移動業務に密接な関係を有する固定業務の局にも使用することができる。
J68
　806―960MHzの周波数帯は、一部をＩＭＴに使用することができる（決議第224（ＷＲＣ―07､改）及び決議第749（ＷＲＣ―07）参照）。
J69
　243MHzの周波数は、救命浮機及びその他の救命目的のために使用する。
J70
　247.9―250.2MHzの周波数帯は、一次業務で、同報用の固定業務の局にも使用することができる。
J71
　小電力業務用の無線局によるこの周波数帯の使用は、この周波数割当表に従って運用する他の無線局又は受信設備に有害な混信を生じさせてはならず、他の無線局による有害な混信からの保護を要求してはならない。
J72
　この周波数帯に現存する航空移動業務の局は、当分の間、その運用を継続することができる。
J73
　この周波数帯は、海上移動業務に密接な関係を有する海上移動業務以外の移動業務の局にも使用することができる。
J74
　400.1MHzの標準周波数の電波の発射における周波数の帯域幅は、±25kHzを超えてはならない。
J75
　この周波数帯は、有人宇宙船間の通信に使用するため、宇宙空間における宇宙研究業務にも分配する。この分配において、宇宙研究業務は安全確保のための業務とはみなさない。
J76
　移動衛星業務によるこの周波数帯の使用は、無線通信規則第9.11A号に従って調整することを条件とする。
J77
　固定業務によるこの周波数帯の使用は、気象援助業務に密接な関係を有する場合に限る。
J78
　移動衛星業務によるこの周波数帯の使用は、衛星位置指示無線標識に限る。
J79
　この周波数帯を使用する衛星位置指示無線標識に有害な混信を生じさせる可能性のあるいかなる発射も禁止する。
J80
　宇宙研究業務によるこの周波数の使用は、有人宇宙船の軌道上から５㎞の範囲内の通信に限る。この周波数帯では、宇宙研究業務は、固定業務及び移動業務の局からの保護を要求し、又はこれらの局の使用と発達を妨げてはならない。